

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月1日

鳥取県公安委員会委員長 宇野 松 人

## 鳥取県公安委員会規則第1号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	
<u>第1章 総則（第1条）</u>	
<u>第2章 警務部（第2条－第10条）</u>	
<u>第3章 生活安全部（第11条－第17条）</u>	
<u>第4章 刑事部（第18条－第24条）</u>	
<u>第5章 交通部（第25条－第31条）</u>	
<u>第6章 警備部（第32条－第37条）</u>	
<u>第7章 警察学校（第38条）</u>	
<u>第8章 内部組織（第39条・第40条）</u>	
<u>第9章 職制及び職務（第41条－第61条）</u>	
<u>第10章 雑則（第62条）</u>	
<u>附則</u>	
<u>第1章 総則</u>	
（趣旨）	（趣旨）
第1条 略	第1条 略
<u>第2章 警務部</u>	
（警務部の分課）	（警務部の分課）
第2条 略	第2条 略
<u>第3章 生活安全部</u>	
（生活安全部の分課）	（生活安全部の分課）
第11条 略	第11条 略
<u>第4章 刑事部</u>	
（刑事部の分課）	（刑事部の分課）
第18条 略	第18条 略

(組織犯罪対策課)

第22条 略

2 略

3 組織犯罪特別捜査隊においては、第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる事務を処理する。

## 第5章 交通部

(交通部の分課)

第25条 略

## 第6章 警備部

(警備部の分課)

第32条 警備部に次の4課及び機動隊を置く。

警備第1課

警備第2課

警衛対策課

外事課

(警備第1課)

第33条 警備第1課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 警備情報の収集、整理その他警備情報に関すること (外事課の所掌に属するものを除く。)

(3) 略

(4) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること (外事課の所掌に属するものを除く。)

ア～エ 略

(組織犯罪対策課)

第22条 略

2 略

3 組織犯罪特別捜査隊においては、第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる事務を処理する。

(交通部の分課)

第25条 略

(警備部の分課)

第32条 警備部に次の3課及び機動隊を置く。

警備第1課

警備第2課

警衛対策課

(警備第1課)

第33条 警備第1課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 警備情報の収集、整理その他警備情報に関すること (警備第2課の所掌に属するものを除く。)

(3) 略

(4) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること (警備第2課の所掌に属するものを除く。)

ア～エ 略

オ 出入国管理及び難民認定法 (昭和26年政令第319号) 及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成3年法律第71号) に規定する犯罪

カ 外国為替及び外国貿易法 (昭和24年法律第228号) 及び関税法 (昭和29年法律第61号) に規定する犯罪のうち、国際的な平和及び安全の維持に係るもの

キ その他の警備犯罪のうち、外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム (広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動

<p>(5) 略</p> <p>(警備第2課)</p> <p>第34条 警備第2課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>	<p><u>をいう。以下同じ。)</u>に係るもの</p> <p>(5) 略</p> <p>2 <u>警備第一課に、国際テロ対策室を附置する。</u></p> <p>3 <u>国際テロ対策室においては、第1項第2号(同項第4号キに係るものに限る。)</u>及び第4号キに掲げる事務を処理する。</p> <p>(警備第2課)</p> <p>第34条 警備第2課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>極端な国家主義的な主張に基づく暴力主義的活動(活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに係るもの及び外国人に係るものを除く。)</u>に関する警備情報の収集整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。</p> <p>(8) <u>前条第4号アからエまでに掲げる犯罪で前号に規定する活動に関するものの取締りに関すること。</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>
<p>(警衛対策課)</p> <p>第35条 略</p> <p>(外事課)</p> <p>第36条 <u>外事課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>外国人に係る警備情報の収集、整理その他外国人に係る警備情報に関すること。</u></p> <p>(2) <u>その活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム(広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。以下同じ。)</u>に関する警備情報の収集、整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。</p> <p>(3) <u>次に掲げる犯罪の取締りに関すること。</u></p> <p>ア <u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成3年法律第71号)に規定する犯罪</u></p> <p>イ <u>外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)及び関税法(昭和29年法律第61号)に</u></p>	<p>(警衛対策課)</p> <p>第35条 略</p>

規定する犯罪のうち、国際的な平和及び安全の維持に係るもの

ウ 第33条第4号アからエまでに掲げる犯罪その他の警備犯罪で外国人に係るもの及びその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに係るもの

(機動隊)

第37条 略

## 第7章 警察学校

(警察学校)

第38条 鳥取県警察学校（以下「学校」という。）を鳥取市に置く。

2 学校においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 警察職員の初任教養及び初任補修教養に関すること。

(2) 現任警察職員の教養訓練に関すること。

## 第8章 内部組織

(警察本部の課等の内部組織の設置)

第39条 略

(警察署の内部組織の設置)

第40条 略

## 第9章 職制及び職務

(部長)

第41条 略

(総括参事官及び参事官)

第42条 略

(首席監察官)

第43条 略

(地域統括参事官)

第44条 略

(機動隊)

第36条 略

(警察学校)

第37条 鳥取県警察学校（以下「学校」という。）においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 警察職員の初任教養及び初任補修教養に関すること。

(2) 現任警察職員の教養訓練に関すること。

(警察本部の課等の内部組織の設置)

第38条 略

(警察署の内部組織の設置)

第39条 略

(部長)

第40条 略

(総括参事官及び参事官)

第41条 略

(首席監察官)

第42条 略

(地域統括参事官)

第43条 略

(警衛統括参事官)	(警衛統括参事官)
<u>第45条</u> 略	<u>第44条</u> 略
(課長、室長、所長及び隊長)	(課長、室長、所長及び隊長)
<u>第46条</u> 略	<u>第45条</u> 略
(監査官)	(監査官)
<u>第47条</u> 略	<u>第46条</u> 略
(物品調達官)	(物品調達官)
<u>第48条</u> 略	<u>第47条</u> 略
(企画官)	(企画官)
<u>第49条</u> 略	<u>第48条</u> 略
(監察官)	(監察官)
<u>第50条</u> 略	<u>第49条</u> 略
(広報官)	(広報官)
<u>第51条</u> 略	<u>第50条</u> 略
(首席師範)	(首席師範)
<u>第52条</u> 略	<u>第51条</u> 略
(上席検視官)	(検視官)
<u>第53条</u> 刑事部に <u>上席検視官</u> を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。	<u>第52条</u> 刑事部に <u>検視官</u> を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
2 <u>上席検視官</u> は、上司の命を受け、死体の検視、見分及び検証に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。	2 <u>検視官</u> は、上司の命を受け、死体の検視、見分及び検証に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
(管理官等)	(管理官等)
<u>第54条</u> 略	<u>第53条</u> 略
(附置機関の長)	(附置機関の長)
<u>第55条</u> 略	<u>第54条</u> 略
(校長)	(校長)
<u>第56条</u> 略	<u>第55条</u> 略
(副校長)	(副校長)
<u>第57条</u> 略	<u>第56条</u> 略
(警察署長)	(警察署長)
<u>第58条</u> 略	<u>第57条</u> 略

(副署長) <u>第59条</u> 略	(副署長) <u>第58条</u> 略
(刑事官) <u>第60条</u> 略	(刑事官) <u>第59条</u> 略
(管理官) <u>第61条</u> 略	(管理官) <u>第60条</u> 略
<u>第10章</u> <u>雑則</u>	
(委任) <u>第62条</u> 略	(委任) <u>第61条</u> 略

附 則

この規則は、平成25年3月8日から施行する。ただし、第22条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。